

報告第131号

平成17年10月21日承認

新市の議会事務局の組織における主な分掌事務及び専決権限について

新市の議会事務局の組織における主な分掌事務及び専決権限について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成17年10月21日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

議会事務局の組織における主な分掌事務及び専決権限

1 分掌事務

議会事務局の各課の事務を分掌させるため、担当を設置することとします。

各担当の名称及びその主な分掌事務は、別表のとおりとします。

2 専決権限

議会事務局の組織における各職に係る専決事項は、新市の議会において定めるもののほか、本庁の組織における各職に係る専決事項に準ずることとします。

別表(第1項関係)

部等	課等	担当	主な分掌事務
議会事務局	議会総務課	管理担当	議員の身上並びに議員の報酬、費用弁償及び期末手当等に関すること。
			議会の予算、決算及び会計経理に関すること。
			儀式、交際及び渉外に関すること。
			市議会議長会及び議員共済会に関すること。
			事務局の庶務に関すること。
	議事課	議事調査担当	議会の会議、委員会その他議会における諸会議に関すること。
			会議録の編集及び保管に関すること。
			議決に係る事件の処理及び議会における諸会議の結果報告に関すること。
			情報の収集、整理、提供及び保管に関すること。
			その他議事及び調査に関すること。
		議事法務担当	議案、意見書並びに請願及び陳情等に関すること。
			条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
			議員提出議案の審査に関すること。

